平成２２年（フ）第５６号

奈良県大和郡山市小泉町東３丁目13番地９

債務者　西山興産こと　西山　浩巳

1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　福井　英之

4　破産債権の届出期間　平成22年５月31日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午前10時

6　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで

奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第９７号

群馬県高崎市箕郷町上芝836番地２　ラピアッツァ２Ａ号

債務者　森澤　　誠

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　内田　欣治

4　破産債権の届出期間　平成22年６月30日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月14日午前10時10分

6　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで

前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第８６５号

神奈川県鎌倉市大船５―９―19　第３常楽荘102号、住民票上の住所神奈川県鎌倉市津西１丁目19番38号

債務者　岩城喜美子

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　田丸　明子

4　破産債権の届出期間　平成22年５月７日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月７日午前11時

6　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９６号

東京都町田市中町４丁目13番18号メゾンド中町301

債務者　武田　史朗

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　島　　弘毅

4　破産債権の届出期間　平成22年５月11日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月14日午後３時

6　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７０号

長野県松本市大字岡田松岡153番地２　ビネリーマンション102

債務者　塚田　文人

1　決定年月日時　平成22年４月７日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　宮澤　幸平

4　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月21日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで

長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第８０８号

横浜市緑区長津田１丁目21番16―602号

債務者　朝日　浩一

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　水野千彩子

4　破産債権の届出期間　平成22年５月10日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月24日午後１時10分

6　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１号

広島県福山市木之庄町３丁目３番16号　コーポツインズ102号、住民票上の住所広島県福山市野上町３丁目２番４―903号　サンシティ野上町

債務者　笹部　　勉

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後２時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　心石　舜司

4　破産債権の届出期間　平成22年６月30日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月20日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１６２号

大分県日田市大字三和160番地２　天神コーポ203号

債務者　伊津見欣一

1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　衛藤　二男

4　破産債権の届出期間　平成22年５月７日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月６日午前11時

6　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで

熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８２９号

横浜市戸塚区柏尾町1421番地68

債務者　城平二三四

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　辰野　友彦

4　破産債権の届出期間　平成22年５月10日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月13日午前10時

6　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１５号

横浜市戸塚区小雀町668番地７

債務者　濵野　　誠

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小村　陽子

4　破産債権の届出期間　平成22年５月６日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月14日午後１時40分

6　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７７号

兵庫県加古川市西神吉町大国449番地の３

債務者　塩平建設こと　塩平九州男

1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山崎　省吾

4　破産債権の届出期間　平成22年５月10日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午前10時15分

6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで

神戸地方裁判所姫路支部